

随意契約理由書

本工事は三島高等学校の北館2階物理地学実験室に2台、北館3階多目的室に1台の冷暖房設備設置工事及び電気室の電気設備工事を行うものである。

今年度からクラス数が26から27へ1増加したことにより、演習室が昨年度より1室減少となり、選択の授業で使用する演習室に余裕がなく、一部の授業では足りなくなっている。

そのため、物理地学実験室及び多目的室を演習室として新たに使用するために冷暖房設備設置の下見積もりを進めていたが、電気室の電気設備工事も併せて行う必要があると判明した。

本来であれば入札による業者決定を行う工事であるが、室温が35℃を超える日もあり、演習室不足の早期解消し、安全に生徒が授業を受けることができる環境整備のため、一刻も早く冷暖房設備の設置を行う必要がある。

以上の理由により、本工事についてはクラス数増加に伴う演習室不足による授業への影響を解消するため、急ぎ冷暖房設備を設置する必要があり、入札による業者決定を行う暇がないことから、自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を締結する。

また、演習室不足の解消、生徒の体調管理のため、財務規則運用第62条関係第2項第1号及び財務規則運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積書を省略するものである。